

柏市汚染土壌処理施設設置等基準

制定 平成 27 年 12 月 1 日

施行 平成 29 年 4 月 1 日

1 趣旨

この基準は「柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により，汚染土壌処理施設の設置等に関し，必要な事項を定める。

2 定義

この基準における用語の意義は，指導要綱第 2 条第 1 項及び第 2 項に定めるところによる。

3 立地環境に関する基準

汚染土壌処理施設の設置等にあたっては，次に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

- (1) 工業専用地域であること。
- (2) 学校，保育所，病院，診療所，図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね 100 メートル以上であること。
- (3) 住宅，店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は，おおむね 50 メートル以上であること。
- (4) 汚染土壌処理施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ，かつ，取り扱う汚染土壌の種類，処理方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

4 構造に関する基準

事業計画者は，汚染土壌処理施設の設置等にあたっては，次の事項を遵守すること。

- (1) 次に掲げる措置を講じること。
 - ア 汚染土壌処理施設内にみだりに人が立ち入らないようにする措置。
 - イ 門扉の付近の見やすい箇所に，汚染土壌の処理施設であることを表示する立札その他の設備を設ける措置。

(2) 管理事務所

施設の維持管理を行うため、管理事務所を設置すること。

5 維持管理に関する基準

事業計画者は、汚染土壌処理施設の維持管理等に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 定期的な点検，機能検査

施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

(2) 異常事態の対応

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、汚染土壌の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(3) 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(4) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

附 則

この基準は、平成27年12月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。